

上田市重症心身障害児・者施設条例の一部改正について

1 改正の概要

上田市中之条にある重症心身障がい児・者を対象とした通所の障がい者支援施設である「上田市つむぎの家」を、上田市小泉の民間の旧高齢者施設に移転するため、所要の改正を行うもの

2 改正の背景

医療的ケアを必要とする方を含む重症心身障がい児・者が利用できる施設の整備や拡充が全国的な課題となっている中で、上田市つむぎの家は、重症心身障がい児・者を通所で支援する体制を備えた数少ない貴重な施設であり、施設での障害福祉サービスの実施及び継続は必須である。

しかしながら、現在の施設は建設から43年が経過する中で建物の老朽化が進行するとともに、耐震構造もなく、十分な利用スペースも確保できない状況にあることなどが大きな課題になっていた。

以上を踏まえて、建替え、既存施設の利用、移転などの検討及び指定管理者との協議を重ねた結果、上田市小泉の民間の旧高齢者施設を改修して、利用者のニーズに対応できるスペースの確保など安全安心な環境を整備したうえで上田市つむぎの家の機能を移転し、引き続き公の施設として位置付け、かつ、指定管理による運営を継続して実施する方針が定まった。

3 改正の内容

第2条に規定する施設の所在地を「上田市中之条802番地2」から「上田市小泉1028番地」に改める。

4 施行期日等

移転後のオープン日が未定であるため、施行期日は市長が規則で定める日から施行するとして、規則に委任する。